

【フォント：MSゴシック フォントサイズ：10 全角のみ】

注）フォントの変更や下線・文字飾りなどは使用しないでください。

図表(テキストボックス含む)や写真、註、引用文献などを入れないで下さい。

「表示タブ」のグリット線に☑チェックしている状態でご使用下さい。 [40×40=1600文字]

1 はじめに

大津城とは滋賀県大津市浜大津三丁目（註1）に安土桃山時代に存在した城郭である（写真1、2）。築城時期は不明瞭であるが概ね天正十四年から同十五年と推定されている（註2）。廃城されたのは関ヶ原の戦いの翌年、慶長六年である（註3）。歴代の城主として浅野長吉、増田長盛、新庄直頼、京極高次、戸田一西が知られている（註4）。戸田一西を除く四人の城主達は、いずれも羽柴秀吉の側近として各地で奉行や城主を歴任した（註5）。

大津城は私にとっては地元の城郭であり、とても身近な存在だ。しかしこの大津城跡には現在私たちに一般公開される遺構は残念ながらほとんど残っていない。そこで私は研究活動を通じて大津城の真実に迫ろうと考えた。

大津城では昭和五十五年度以来、断続的に発掘調査がおこなわれてきた（註6）。その中で石積み遺構や土器類、金箔瓦などが出土している（註7）。以下は先行研究として参考にした『大津城発掘調査報告書』を軸に論を進める。

まず発掘された石積みは高さがおおよそ2mで、（註7上に同じ）大津城の石垣は比較的低いものだった。低い石垣は防衛上不利である。しかし一方で琵琶湖や水路からの荷揚げという場面ではむしろその方が都合が良い（図1）。さらに発掘調査がおこなわれた区画では海拔が85.40～85.30mの場所があり当時の琵琶湖面が海拔84.82mと想定されることから比高差が0.5m程度のため、この場所が港として運用されていた可能性がある（註8）。『大津城発掘調査報告書』は結論づけている（註8）。また、大津城では琵琶湖に連結した水濠の遺構も確認されている（註9）（図2）。

『新修大津市史第三巻』には「大津の物資中継都市としての機能確保という経済的要請がより大きく反映」（註10）とあるとおり、従来大津城は軍事的な拠点としての性格が薄く、流通の拠点としての性格が濃い城郭だと考えられてきた。私もこの見解を踏襲しつつ、豊臣政権の中での大津城の役割を琵琶湖水上交通の観点から解き明かそうと試みた。具体的には、豊臣政権が琵琶湖水上交通をどのように活用したのか、大津城は琵琶湖水上交通とどのように関わっていたのか、どのような立場の人物が権限を振るっていたのか、といった観点で考察をおこなった。

2 築城前の大津

築城前の大津を考えるためにまず永禄十一年に織田信長が上洛したときの記録を示す。

①『信長公記』永禄十一年九月（註11）には、織田信長は上洛の際に舟を用いて琵琶湖を渡ったこと、織田信長や足利義昭は三井寺に、配下の軍勢は大津とその周辺に分宿したことなどが読み取れる。したがって永禄年間の大津港は琵琶湖水上交通の拠点であったと考えられる。しかし、私はこの信長公記の記述だけで当時の大津を断じるのはいささか早計であると考え、他の史料も調査した。

②『大徳寺文書』「宗慶近江下向下行日記」天文七年（註12）は、大徳寺の使者が近江守護の六角氏の観音寺城に赴き、その後上洛したときの費用の目録である。これを見ると宗慶は坂本から木浜（註13）まで船で移動したことがわかる。

③『居染家文書』「近江守護六角承貞奉行人連署奉書」永禄三年（註14）には、近江守護の六角家が支配域全体で米の輸送を止めるが堅田に関しては二十日間に限ってこれを認めるという内容が記されている。なお、同文の書状が永禄二年にも出されている（註1

【フォント：MSゴシック フォントサイズ：１０ 全角のみ】

注）フォントの変更や下線・文字飾りなどは使用しないでください。

図表(テキストボックス含む)や写真、註、引用文献などを入れないで下さい。

「表示タブ」のグリッド線に☑チェックしている状態でご使用下さい。〔４０×４０＝１６００文字〕

５）。このことから堅田が当時の琵琶湖水運で主導的な役割を果たしていたことが考えられる。

史料②と③からは大津以上に堅田や坂本が琵琶湖水交通の要衝であったことがうかがえる。永禄十一年の織田信長上洛に際して大津がルートに選ばれた背景には堅田の土豪衆や、坂本を抑える延暦寺の動向が不明瞭であったという当時の政治情勢があると私は考える。これらを踏まえて築城前の大津を総括すると、大津は琵琶湖水交通の一大拠点ではあったが堅田や坂本と比較するとその立場は相対的に低かったと考えられる。しかし築城前から大津に港としての機能が備わっていたことは確かだ。

３ 御蔵米の輸送

大津城には近江国各地にある豊臣政権の蔵入地から大量の蔵米が輸送されていた。羽柴秀次の右筆を務めた駒井重勝の日記や舟奉行（後述）を務めた芦浦観音寺（註１６）に伝わる文書にその実態が記されている。

④『駒井日記』文禄二年閏九月（註１７）では、羽柴秀次の家臣らによって蔵米三百石を北郡から取り寄せるので手の空いている船を平田一郎右衛門尉の方に廻してほしいということが西川五郎右衛門に依頼されている。ここでいう北郡とは具体的にどの地域を指すのかわからないが、類似の内容が記されている史料⑧（後述）には「江州」と書かれているのでここでも同様に近江国北部の蔵入地のことを指すと考えられる。この史料からは豊臣政権が蔵米輸送において琵琶湖水運を活用していたことがわかる。⑤『駒井日記』文禄二年閏九月（註１８）では、羽柴秀次が大津に蔵米を三百石運ぶので須加勝右衛門に船を手配するように観音寺詮舜（註１９）に使者を送ったことが記されている。この史料からは大津が蔵米の集積地としての役割を持っていたことがわかる。⑥『駒井日記』文禄二年閏九月（註２０）では、中郡から蔵米二百二十石を大津に運ぶため白江成定の下に船を手配するように観音寺詮舜へ使者を派遣したという内容が、羽柴秀次の家臣によって大津城主の新庄直頼に報告されている。史料④、⑧には、北郡という表記が近江国に設置された蔵入地を示す言葉として記述されているため、ここでの中郡も蔵入地の呼称と考えられる。⑦『芦浦観音寺文書』「豊臣秀次朱印状」文禄二年十月（註２１）では、羽柴秀次から観音寺詮舜に対して近江国で納められた蔵米二千石を中郡から大津に運ぶために手の空いている船に指示を出して白江成定に引き渡すように依頼されている。白江成定は史料⑥にも記述があるため、羽柴秀次の下で近江国の蔵入地の管理を担っていたと考えられる。⑧『芦浦観音寺文書』「豊臣秀次朱印状」文禄二年十一月（註２２）でもやはり蔵米千石を大津へ船を用いて運ぶので手配してほしいとの依頼が観音寺詮舜になされている。

⑨『駒井日記』文禄三年正月（註２３）では、羽柴秀次から大津城主の新庄直頼に蔵米が京都に着いたことが報告され、輸送にかかる駄賃がどれほどかという質問が投げかけられている。このことから大津に集積された蔵米は最終的に京都に運ばれたことがわかる。

⑩『駒井日記』文禄三年正月（註２４）は、先の史料⑨に対する返書である。この中で新庄直頼は駄賃について返答するとともに、資金の目的外使用を戒めている。

史料④～⑩を総覧すると、羽柴秀次を筆頭に豊臣政権において統治を担った人物が大津港に蔵米を搬入していることがわかる。この蔵米は蔵入地からの年貢米であるが、近江国には多くの蔵入地が設定されていた。⑪『芦浦観音寺文書』「豊臣秀吉朱印御蔵入目録」天正十五年（註２５）によると現在の滋賀県高島市にあたる地域のかかなり広範（地図２）

「表示タブ」のグリッド線に☑チェックしている状態でご使用下さい。 [40×40=1600文字]

に蔵入地が設けられていたことがわかる。さらに⑫『芦浦観音寺文書』「豊臣秀吉朱印御蔵入目録」天正十五年（註26）によると旧滋賀県愛知郡（現在の滋賀県愛荘町、彦根市、東近江市にまたがる地域）の一部も蔵入地に設定されていたことがわかる。⑬『芦浦観音寺文書』「豊臣秀吉朱印御蔵入目録」文禄二年（註27）から現在の滋賀県近江八幡市安土町下豊浦（国指定史跡安土城の近辺）から東近江市の一部にかけて蔵入地が存在していたことがわかる。⑭『芦浦観音寺文書』「豊臣秀吉朱印御蔵入目録」文禄四年八月（註28）からは現在の滋賀県大津市北部（坂本以北・地図1）の堅田を除く大半が蔵入地であったことがわかる。さらに⑮『芦浦観音寺文書』「江州蒲生郡栗太郡内并堅田御蔵入御算用状之事」文禄四年十二月（註29）によると堅田にも蔵入地が設定されている。おそらく文禄四年の八月から十二月の間に追加されたと思われる。この他、栗太郡は現在の滋賀県草津市や栗東市に相当する。このように近江国の各地に蔵入地が設けられていることがわかる。これらの蔵入地からの年貢米が大津港に集積されたのだ。

そしてその大津港を政治面で管轄するのは当然ながら大津城、もとい大津城主である。⑪～⑭に挙げられている年貢高を全て足すと約三万五千石となる。これは成人男性三万五千人の一年間の消費量に相当する。大津城ではこの蔵米の管理がおこなわれていたのだ。したがって大津城は豊臣政権にとって近江国各地の蔵米を集積し京都へ運ぶ一大拠点として機能していたことが読み取れる。豊臣政権の財政の大きな柱が蔵入地からの年貢収入であったことを考えると、大津城は豊臣政権の財政運営において欠かすことのできない重要拠点であったと考えられる。また、当時の京都は巨大人口を抱える大消費都市であり大津城に集められた蔵米は京都の人口を支えていたと考えられる（図3）。

また④～⑩の史料に加え、『新修彦根市史第五巻』に収録されている複数の史料（註30）を分析すると、観音寺詮舜による蔵米の輸送は天正二十年十二月から文禄三年正月の間に集中している。

4 大津における船持ち組織

大津には舟持ちの組合組織が存在した。⑯『浅野長吉制札』天正十五年二月（註31）は、天正十五年に大津城主の浅野長吉が出した制札であり、『新修大津市史第三巻』には「以降長く明治に至るまで、その特権のよりどころとした」（註32）とある。⑯の一条では大津の旅人や荷物は他浦からの船には乗せないことが定められている。二条では当所を大津城と解釈すると、大津城主の命令を受けて活動しない船には旅人や荷物を乗せないことが定められている。三条では他浦で公用船として徴用されることを禁じている。この三条の規定については次節の考察に活用する。四条の内容は先行研究によって解釈が分かれている。『新修大津市史第三巻』では「長吉の下で公事船として使役される場合の荷物の積み下ろしを船頭だけでやってはならない」（註33）とある一方で杉江進氏の著書の『近世琵琶湖水運の研究』には「『公事船』として大津城主の命令で船を出して荷物を運んだ場合でも荷物の積み下ろしを行う必要はないという、船頭への優遇策」（註34）とある。私は「せんどう共仕るまじき」とあるため、『新修大津市史第三巻』の解釈が正しいと考える。しかし、いずれにしても大津での荷の積み下ろしを船頭だけで行わなかったことは確かであるから、当時の大津港には荷の積み下ろしに従事する人々や監督の役人がいたと考えられる。特に監督の役人は大津城主の傘下の人物だったと考えるのが適当である。そうかんがえると大津城は大津港の公的な運営機関だったと解釈できる。この四条は

【フォント：MSゴシック フォントサイズ：10 全角のみ】

注）フォントの変更や下線・文字飾りなどは使用しないでください。

図表(テキストボックス含む)や写真、註、引用文献などを入れないで下さい。

「表示タブ」のグリッド線に☑チェックしている状態でご使用下さい。〔40×40＝1600文字〕

港湾都市として整備された当時の大津の実情を反映していると理解できる。五条は浅野家の人間であっても私用で勝手に船を使うことを禁じたものである。浅野長吉以降も歴代の大津城主は同様の制札を出している（註35）。

なお、上記の『近世琵琶湖水運の研究』では大津と堅田それぞれの船持ち組織の関係について興味深い分析をなされているので紹介したい。大津の船持ちについて、「大津ばかりではなく、堅田にも居住」とあり、さらに「堅田と大津に認められたそれぞれの特権は矛盾するものではなく…（中略）…堅田と大津に共有されていたと考えられる」（註36）すなわち従来まったく異なる組織であり、ときには対立さえしたと考えられてきた大津と堅田の舟持ちが、実際は一部共通の組織であったという考え方である（図4）。

5 大津城主と舟奉行

上記のとおり、豊臣政権は琵琶湖水運を用いて蔵米の輸送をおこなっていた。その統括者であった大津城主と舟奉行についてその職掌の違いや求められた役割などを、比較しながら考察していきたい。

大津城主が始めに琵琶湖水交通に対して干渉した事例が前記した史料⑬だ。年号を見ると天正十五年となっている。一方で舟奉行という名称が現れる初見文書は天正十九年のものである。⑭『居初家文書』「豊臣秀吉朱印状」天正十九年五月（註37）

『近世琵琶湖水運の研究』には「観音寺が大津百艘船を公事船として使うことはできなかったが、『舟奉行判』や加子改めを通じて大津百艘船の船と加子を掌握」（註38）とあり、大津城主と舟奉行の間で役割分担がおこなわれていたと主張する。

⑮『居初寅夫家文書』「豊臣秀吉朱印状」天正二十年（註39）⑯『木村忠之家文書』「観音寺詮舜・石川光元・早川長政連署加子徴発状」天正二十年（註40）この二つの史料からは朝鮮出兵に際し、近江国諸浦から水夫の徴発がおこなわれ、しかもその実行者が舟奉行の観音寺詮舜であったことが読み取れる。これは二つの文書の宛名が観音寺詮舜になっていることが根拠だ。特に史料⑯では観音寺詮舜の名で大津から水夫を徴発するとされている。これは舟奉行が大津の船持ちに権力を行使したことを示す明確な証拠だ。さらにそもそも舟奉行という名称の初見文書の史料⑭には舟奉行が琵琶湖の船に舟奉行判を押して管理している旨が記されている。

また、史料⑭の一条目には借りた船で公用を務めてはならないとされている。すなわち大津港の船主は必ず自分の船で公用を務めなければならないため、船主が自らの船を自らの家中の水夫で運用していたということになる。したがって大津港においては水夫と船は不可分の存在であり、すなわち水夫の徴発と公用船の徴発は同義になる。

このように考えると史料⑬の三条の規定と史料⑮⑯でおこなわれていることとに矛盾が存在することがわかる。すなわち史料⑬では大津城主のみが大津港の船を公用船として使役できるとされ、一方で史料⑮⑯では大津港の船持ちから水夫が舟奉行によって徴発されているのだ。これは権限の重複である。つまり私は『近世琵琶湖水運の研究』で提唱されている役割分担説を支持しない。むしろ当時の状況として舟奉行と大津城主の間に明確な権限の違いは示されていなかったと考える。

そしてこの不明瞭な状況は朝鮮出兵に伴う戦時体制構築の一環として琵琶湖に舟奉行が置かれたことによるものだと考えることができる。

舟奉行という名称の初見文書の史料⑭は天正十九年の発行であり、朝鮮出兵が本格的に

【フォント：MSゴシック フォントサイズ：10 全角のみ】

注）フォントの変更や下線・文字飾りなどは使用しないでください。

図表(テキストボックス含む)や写真、註、引用文献などを入れないで下さい。

「表示タブ」のグリッド線に☑チェックしている状態でご使用下さい。 [40×40=1600文字]

始まるおよそ一年前のことである。そしてこの天正十九年頃から朝鮮出兵に向けた具体的準備が全国各地で始まっている。例えば『豊臣政権の法と朝鮮出兵』には「加藤清正が出兵の報を受けたのは天正十九年（一五九一年）八月」（註41）や「天正十九年…（中略）…朝鮮出兵の期日を決め」（註42）とある。このように天正十九年というのは豊臣政権で朝鮮出兵という巨大プロジェクトが胎動し始めた年なのである。

また史料⑩⑪は言うまでもなく朝鮮出兵を念頭に置いた指示である。そしてこの史料⑩⑪と同様の指示が三河国の知多半島や伊勢国においてもなされている（註43）。さらに観音寺詮舜と連署している早川長政は高麗舟奉行の役職を冠している（註44）。これらの状況証拠を鑑みると琵琶湖における舟奉行というのが朝鮮出兵を目的として時限的に設置された役職であるとの解釈に違和感はない。

また、舟奉行という役職は朝鮮出兵終了後も依然として存在し続けたという事実があるが、これは時限的措置であった舟奉行が流通の効率化や公用船の徴発に効果を発揮したことを踏まえて役職が恒常化したためと推察される。実際に舟奉行観音寺詮舜は本研究で挙げた以外にも多くの活動をおこなっている。

私は舟奉行が朝鮮出兵のための時限的役職で、そうであるがゆえに大津城主と権限の重複が生じたものと理解している。

6 結論

大津は築城以前から港湾機能を有していた。これに着目した豊臣政権が琵琶湖水上交通の拠点として大津城を築城した。そして大津城には近江各地の蔵入地から送られた蔵米が集積された。この蔵米は消費都市京都の人口を支えた。また大津城は大津港という港の運営を担う政治拠点であった。朝鮮出兵に際しては舟奉行という役職が設けられ、一元的な琵琶湖水上交通の統制が試みられた。しかしこれは大津城主との権限の重複を含むものであった。

関ヶ原合戦の戦後処理が一段落した慶長六年に戸田一西は大津城を廃城して、膳所に移った。大津から城郭が消えたのである。しかし江戸時代前期の大津は依然として京都の物流拠点の商業都市として繁栄した（註45）。この事を鑑みると、近世前期において京都の物流拠点というのは大津の町や港に根源的に求められた役割と考えることができる。

豊臣政権期に大津に城郭が存在したという事実は、豊臣政権が政治的に大津での経済活動を重視したことを示す。大津港がもつ物流拠点としての役割を、政治的に掌握することこそが大津城の役割であったと考える。つまり豊臣政権の中での大津城の役割とは琵琶湖水上交通を利用した公的な経済活動の拠点ということができる。

7 今後の課題と展望

大津城については新たな史料の発見を期待すると同時に、周辺の村落との関係性を調査することで、また別の角度から大津城の他の側面を発見できるのではないかと考えている。そして私自身は本研究の特に舟奉行についての調査活動を経て「朝鮮出兵は豊臣政権の全国支配の体系に如何なる変化をもたらしたのか」というテーマに興味を抱いている。このテーマについて近江国の蔵入地の算用状の分析をおこなうことで朝鮮出兵の影響を推定できると考える。